

## 千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、原油価格・物価高騰等の影響で苦しい経営環境が続く中小企業者に対して、事業の継続を支援するため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で規定する者、及び同項で規定する各業種における資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数以下の法人格を持つその他の法人、団体等をいう。
- (2) 個人事業者 中小企業者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。
  - ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書（以下「個人確定申告書」という。）の第一表において事業欄に相当する箇所「収入金額等」を有する者
  - イ 住民税の申告書類において事業欄に相当する箇所「収入金額等」を有する者
  - ウ 前記ア及びイ以外の収入金額を有する個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）を提出した者
- (3) 対象となる費用 事業を行うに際して生じる光熱費、燃料費、原材料費で別表1に定めるものをいう。
- (4) 開業 中小法人等の設立又は個人事業者の開業をいう。
- (5) 事業承継等 事業承継、個人事業者からの法人化、又は法人からの個人事業主化をいう。

### (給付対象)

第3条 支援金の給付対象者、対象期間等は、別表2のとおりとする。

### (給付の申請)

第4条 申請者は、次の各号に掲げる書類を、別表2で規定する申請期間内に市長に提出するものとする。

- (1) 次のアからカまでの全ての書類
  - ア 千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付申請書（様式第1号）
  - イ 誓約書・同意書（様式第2号）
  - ウ 申請者名義の振込先口座の通帳の写し
  - エ 様式第1号に記載する対象となる費用の内訳を確認できる書類の写し
  - オ 対象となる費用が発生した月から申請までの間に事業承継等した場合は、その旨を確認できる書類の写し
  - カ その他市長が必要と認める書類
- (2) 申請者が法人の場合は、前号に掲げる書類のほか次のアからイまでの全ての書類。なお、開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない場合は、ウのみとする。
  - ア 申請日時点で直近の事業年度を含む法人確定申告書別表一の控え（e-Taxによる申告をしている場合は、受付日時が印字されていること。受付日時が印字されていない場合は、併せて「受信通知」を添付すること。書面による申告をしている場合は、当該年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて添付すること。）
  - イ 前記アに対応する法人事業概況説明書（両面）の控え
  - ウ 次の（ア）又は（イ）の場合に応じてそれぞれ必要な書類
    - （ア）法人設立届出書をe-Taxにより申請している場合  
当該届出書の控え（受付日時が印字されていること。受付日時が印字されていない場合は、併せて「受信通知」を添付すること。）
    - （イ）法人設立届出書を書面により申請している場合  
千葉市へ提出した法人設立・設置届出書の控え（收受日付印が押印されていること。）又は、千葉県に提出した法人の設立等報告書の控え（收受日付印が押印されていること。）
- (3) 申請者が個人事業者の場合は、第1号に掲げる書類のほか次のアからウまでのいずれかの書類

- ア 第2条第2号アに該当する場合は、次の(ア)から(エ)までの全ての書類
- (ア) 直近年分の個人確定申告書第一表の控え(e-Taxによる申告している場合は、受付日時が印字されていること。受付日時が印字されていない場合は、併せて「受信通知」を添付すること。書面による申告をしている場合には、当該年度の「納税証明書(その2所得金額用)」を併せて提出すること。)
  - (イ) 所得税青色申告決算書又は収支内訳書の控え
  - (ウ) 申請者本人名義の国民健康保険の加入が分かる書類の写し(様式第1号に記載する対象となる費用が発生した月から申請日時点で有効であるものに限る。)
  - (エ) 本人確認書類の写し

- イ 第2条第2号イに該当する場合は、次の(ア)から(エ)までの全ての書類
- (ア) 直前年度分の市民税・県民税申告書の控え(收受日付印が押印されていること。なお、eLTaxにより申告した場合は、受付日時が印字されていること。受付日時が印字されていない場合は、併せて「受信通知」を添付すること。)
  - (イ) 次のa又はbの場合に応じてそれぞれ必要な書類
    - a 個人事業の開業・廃業等届出書をe-Taxにより申請している場合  
個人事業の開業・廃業等届出書の控え(受付日時が印字されていること。受付日時が印字されていない場合は、併せて「受信通知」を添付すること。)
    - b 個人事業の開業・廃業等届出書を書面により申請している場合  
個人事業の開業・廃業等届出書の控え(税務署の收受日付印があるもの。)、又は県税事務所に提出した個人の事業の開始等の報告書の控え(收受日付印が押印されていること。)
  - (ウ) 申請者本人名義の国民健康保険の加入が分かる書類の写し(様式第1号に記載する対象となる費用が発生した月から申請日時点で有効であるものに限る。)
  - (エ) 本人確認書類の写し

- ウ 第2条第2号ウに該当する場合は、次の(ア)から(ウ)までの全ての書類
- (ア) 次のa又はbの場合に応じてそれぞれ必要な書類
    - a 個人事業の開業・廃業等届出書をe-Taxにより申請している場合  
個人事業の開業・廃業等届出書の控え(受付日時が印字されていること。受付日時が印字されていない場合は、併せて「受信通知」を添付すること。)
    - b 個人事業の開業・廃業等届出書を書面により申請している場合  
県税事務所に提出した個人の事業の開始等の報告書の控え(收受日付印が押印されていること。)
  - (イ) 申請者本人名義の国民健康保険の加入が分かる書類の写し(様式第1号に記載する対象となる費用が発生した月から申請日時点で有効であるものに限る。)
  - (ウ) 本人確認書類の写し

- (4) 特定非営利活動法人及び公益法人等で確定申告を要しない場合は、第1号に掲げる書類のほか次のアからウまでの全ての書類。なお、開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない場合は、イからウまでの全ての書類。

ア 申請日時点で直近の事業年度分をその期間内に含む事業収入が確認できる資料(活動計算書、事業活動収支計算書、正味財産増減計算書等で根拠法令等において作成が義務付けられている書類又はこれに類するもので、直近の事業年度分の法人事業収入が確認できるもの。)

イ 申請者の履歴事項証明書(申請時点で3か月以内に発行されており、かつ、申請時の代表者氏名の記載のあるもの。)

ウ 事業規模(資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)が確認できる書類

- 2 申請者は、本条で定める法人確定申告書類及び個人確定申告書類の裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳その他本給付金の申請の根拠となる書類を7年間保存するとともに、市の依頼に応じてこれらを速やかに提出しなければならないものとする。

(給付対象外となる者)

第5条 別表2で規定する給付対象外要件に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は受給することができない。

- (1) 中小法人等にあつては、申請日時点で千葉市内に本店を有していない者
- (2) 個人事業者にあつては、申請日時点で千葉市の住民基本台帳に記録されていない者で、かつ、申請日時点において千葉市内に事業所を有していない者
- (3) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定

- する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (5) 宗教上の組織又は団体
  - (6) 政治団体
  - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
  - (8) その他市長が適当でないと認める者

（給付及び不給付の決定通知）

第6条 市長は、第4条の規定により提出された申請を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で給付の適否を決定し、その旨を申請者へ千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付可否決定通知書（様式第3号）により通知するとともに、適正と認められた申請者に対して、支援金を給付するものとする。

- 2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、第4条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。
- 3 市長は、第1項の規定により、支援金の給付を行わないことを決定したときは、その理由を付して申請者に対し通知するものとする。

（給付の取消）

第7条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、支援金を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 給付決定者から給付決定取消の申出があったとき
- (4) その他市長が不適正と認めたとき

- 2 市長は、前項の規定により給付の決定を取り消した場合は、千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（返還請求）

第8条 市長は、前条の規定により給付の決定を取り消したときは、既に支払った支援金の全部について、期限を定めて給付決定者に対し、その返還を請求するものとし、給付決定者はその請求に応じて返還しなければならない。

- 2 前項の規定による返還請求は、千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金返還請求書（様式第5号）によるものとする。

（その他）

第9条 支援金の給付は、予算額の範囲内に限り、申請者からの申請について、市長が第3条に規定する対象要件を満たすと確認した時点で成立し、市長が給付額を決定する贈与契約である。

- 2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月7日から施行する。

別表 1

対象となる費用 (第 2 条関係)		対象品目
	光熱費	電気、ガス (LP ガスを含む)
	燃料費	ガソリン、重油、軽油、灯油
	原材料費	原料、材料、仕入物品、 消耗品、荷造運賃

別表 2

対象期間	令和5年4月から 令和5年9月まで	令和5年10月から 令和6年3月まで	令和6年4月から 令和7年3月まで	令和7年4月から 令和8年3月まで
給付対象者	<p>次の（１）から（５）までのいずれにも該当すること。</p> <p>（１）中小企業者であること。</p> <p>（２）法人にあつては、市内に本店を有する者とし、個人事業者にあつては、市内に住所を有する者又は市内に主たる事業所を有する者とする。</p> <p>（３）様式第1号に記載する対象となる費用が発生した月から申請日時点まで継続して事業を行っている者</p> <p>（４）支援金の受給後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。</p> <p>（５）次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 対象期間のうち任意の1か月において、光熱費、燃料費の合計が、3万円以上であると認められる者</p> <p>イ 対象期間のうち連続した3か月において、対象となる費用の月平均が50万円以上であると認められる者</p>			
給付対象者の特例	<p>（１）申請者は、前記給付対象者（５）の対象となる費用について、次のアからウに該当する場合には特例を用いることができる。</p> <p>ア 対象となる費用が発生した月から申請までの間に個人事業者から法人化したものについて、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合は、法人化前の個人事業者の対象となる費用と法人化後の法人の対象となる費用を合算することができる。</p> <p>イ 対象となる費用が発生した月から申請までの間に法人から個人事業主化したものについて、証拠書類等の一部が法人として作成されている場合は、個人事業主化前の法人の対象となる費用と個人事業主化後の対象となる費用を合算することができる。</p> <p>ウ 対象となる費用が発生した月から申請までの間に事業承継を行ったものについて、証拠書類等の一部が承継前の事業者により作成されている場合は、事業承継前の事業者の対象となる費用と事業承継後の事業者の対象となる費用を合算することができる。</p> <p>（２）前号アからウのいずれかの特例を適用する場合、事業形態等に変更が生じたことが分かる資料を申請書に添付するものとする。</p>			
給付対象外要件	<p>第5条各号のほか、次のいずれかに該当する者は受給できない。</p> <p>（１）個人事業者にあつては、対象となる費用が発生した日以降において、被雇用者又は被扶養者である者</p> <p>（２）既に同事業の給付の申請及び給付を受けた者。ただし、令和5年4月から9月まで、令和5年10月から令和6年3月まで又は令和6年4月から令和7年3月までが対象期間の給付を受けた者が令和7年4月から令和8年3月までが対象期間の給付を受ける場合を除く。</p>			
給付額	1者当たり10万円	1者当たり5万円	1者当たり5万円	1者当たり10万円
申請期間	令和5年8月25日から 令和5年12月15日まで	令和6年1月31日から 令和6年6月14日まで	令和7年5月9日から 令和7年8月29日まで	令和8年5月8日から 令和8年8月31日まで

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第4弾）給付申請書  
【10万円支援金（令和7年4月～令和8年3月対象分）】

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業所の所在地 〔法人：本店（法人税の納税地） 個人：主たる事業所〕	(〒 )
名称(法人:法人名/個人:屋号)	
代表者職・氏名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

※個人事業者で屋号がない場合は「名称」は記載不要

標記の支援金を受けたいので、千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付要綱第4条第1項の規定に基づき申請します。

1 申請者の概要

(1) 申請者種別 ※いずれかにチェックの上、必要事項を記入してください。

<input type="checkbox"/> 法人	
<input type="checkbox"/> 個人事業者	・生年月日 S・H 年 月 日 ・住所 (〒 )

・**個人**：本人確認書類に記載の生年月日と住所を記入してください。

(2) 事業内容について

資本金又は従業員数が括弧内の範囲となる法人又は個人が対象です。(中小企業基本法第2条第1項)

- ・**法人**：業種にチェックの上、資本金、従業員数を記入してください。
- ・**個人**：業種にチェックの上、従業員数を記入してください。(資本金は記入不要)
- ・**社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等**：

該当する業種にチェックの上、従業員数を記入してください。(資本金がない場合は記入不要)

申請者の業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業	円 (5,000万円以下)	人 (50人以下)
<input type="checkbox"/> 卸売業	円 (1億円以下)	人 (100人以下)
サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、 <input type="checkbox"/> 娯楽業、 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援、 <input type="checkbox"/> 医療福祉、 <input type="checkbox"/> ソフトウェア業、 <input type="checkbox"/> 情報処理サービス業 <input type="checkbox"/> その他サービス業( )	円 (5,000万円以下)	人 (100人以下)
その他 <input type="checkbox"/> 建設業、 <input type="checkbox"/> 製造業、 <input type="checkbox"/> 運輸業、 <input type="checkbox"/> 鉱業、 <input type="checkbox"/> 不動産業、 <input type="checkbox"/> 旅行業、 <input type="checkbox"/> 旅館業、 <input type="checkbox"/> 農林漁業、 <input type="checkbox"/> その他( )	円 (3億円以下)	人 (300人以下)

※「常時使用する従業員」とは、「予め解雇の予告を必要とする者」(労働基準法第20条)になります。個人事業主、法人の代表者・役員は含まれません。正規社員だけでなくパート、アルバイト、契約社員、非正規社員等についても、予め解雇の予告が必要な場合はカウントしてください。(パート、アルバイト、契約社員、非正規社員等でも2か月を超えて雇用される方は該当するので、カウントしてください。)(次頁へ続く)

## 2 支援金振込先口座

振込先	口座名義人（カナ）												
	ゆうちょ銀行	通帳記号				通帳番号							
						-							
	その他金融機関	金融機関名	支店名			種別	口座番号						
					普通当座								

※申請者名義以外の振込先口座の場合は、別途「委任状」を提出してください。

※通帳の表及び見開きのコピーを添付してください。

※繰り越し済み通帳ではなく、最新の通帳を添付してください。

## 3 対象となる費用の内訳

A又はBのいずれか一つを選択し、対象となる費用内訳書を記入してください

<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B
<p>令和7年4月から令和8年3月までの <b>任意の1か月の 光熱費（電気・ガス（LPガス含む））と 燃料費（ガソリン・軽油・灯油・重油）の 合計が3万円以上ある。</b></p> <p>→<b>A表</b>を記入してください。</p>	<p>令和7年4月から令和8年3月までの <b>任意の1か月の 光熱費（電気・ガス（LPガス含む））と 燃料費（ガソリン・軽油・灯油・重油）の 合計が3万円未満で、令和7年4月から 令和8年3月までの任意の連続した3か月に 対象となる費用の月平均が50万円以上 ある。</b></p> <p>→<b>B表</b>を記入してください。</p>

### A表

（1つの品目で1か月の合計額が3万円を超えた場合は、その他の品目の記載は不要です。）

対象月	品目		合計額
	光熱費 (電気・ガス(LPガス含む)の合計額)	燃料費 (ガソリン・軽油・灯油・重油の合計額)	
___月	円	円	円

※記載した対象品目の経費を証する資料として、領収書、納品書などを提出してください。

（対象品目）電気、ガス（LPガス含む）、ガソリン、軽油、灯油、重油

ガソリンレシート等は、コピーを全体が見えるようにA4用紙に貼ってください。

（複数貼り付け可）

※燃料費については、経費を証する各資料に法人名又は屋号の記載がない場合、資料の余白に利用者・利用目的を記載してください。（例：利用者〇〇、業務利用のため）

※自宅兼事業所などで電気・ガス（LPガス含む）など対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には、税の申告時と同様に按分して按分率を余白に記載する必要があります。事業用と自宅用のメーター機が別の場合はその旨を補記してください（使用場所がマンションの一室かつメーター別などの場合は追加資料を求める場合があります）。

※光熱費と燃料費について、1か月の合計額（**A表**の合計額欄）が3万円以上の場合のみ申請可です。

（次頁へ続く）

**B表**・・・**A表**を記入した場合は記入不要

(1つの品目で合計額の月平均が50万円を超えた場合は、その他の品目の記載は不要です。)

対象月	品目			合計額
	原材料・仕入物品等 (原料、材料、仕入物品、 消耗品、荷造運賃の 合計額)	光熱費 (電気・ガス(LP ガス含む)の 合計額)	燃料費 (ガソリン・軽油・ 灯油・重油の 合計額)	
___月	円	円	円	円
___月	円	円	円	円
___月	円	円	円	円
選択した月の合計額 (a)				円
合計額の月平均 (=a÷3)				円

※記載した対象品目の経費を証する資料として、領収書、納品書などを提出してください。

(対象品目)

原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃、電気、ガス(LPガス含む)、ガソリン、軽油、灯油、重油

※ガソリンレシート等は、コピーを全体が見えるようにA4用紙に貼ってください。

(複数貼り付け可)

※燃料費については、経費を証する各資料に法人名又は屋号の記載がない場合、資料の余白に利用者・利用目的を記載してください。(例：利用者〇〇、業務利用のため)

※自宅兼事業所などで電気・ガス(LPガス含む)など対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には、税の申告時と同様に按分して按分率を余白に記載する必要があります。事業用と自宅用のメーター機が別の場合はその旨を補記してください(使用場所がマンションの一室かつメーター別などの場合は追加資料を求める場合があります)。

※対象品目の経費の**合計額の月平均**(**B表**の**合計額の月平均**(=a÷3)欄)が50万円以上の場合のみ申請可です。

※連続した3か月を記入してください。

名称(法人:法人名/個人:屋号)	
代表者職・氏名	

(次頁へ続く)

## <対象となる費用の内訳書の記載におけるQ & A>

Q 1 電気料金などの使用日が 10 月 16 日～11 月 15 日となっている場合、何月の利用月となりますか？

また、電気・ガス（LP ガス含む）・ガソリンなど複数経費の合算で申請する場合の利用月の考え方を教えてください。

A 1 利用月は、以下の①～③のいずれかの方法で決めてください。

①電気・ガス（LP ガス含む）の請求書（領収書）に記載の「〇月分」

（下記、参考図のとおり）

②「検針日」の属する月

③利用日の記載（例：10 月 16 日～11 月 15 日）

※③については 10 月又は 11 月分どちらかで整理していただいても構いません。

### <参考図>

電気ご使用量のお知らせ		株式会社価格高騰事務局 様		電気料金等領収証(口座振替払用)	
ご使用場所 千葉市中央区〇〇-X X-X X-X X				〇年 11月分 使用期間 10月 16日～ 11月 15日	
●年12月分 使用期間 11月 16日～ 12月 15日 検針日 12月 16日 (30日締)		ご契約種別 従量電灯		領収金額 4,466円	
ご使用量 151kWh		ご契約 30A		うち消費税等相当額 330円	
請求予定金額 4,466円		当月指定 5937			
(うち消費税等相当額) 330円		5786			
基本料金 842円		388			
		218kWhです。 減少しています。		株式会社価格高騰事務局 様	
		燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)		お客様番号 ●●-●●●●-●●	
		6月(当月)分 +2円80銭		〇〇電力株式会社	
		7月(翌月)分 +2円71銭		千葉支社 ( )	
		翌月分は当月外に比べ		-0円09銭	
		今月分 振替予定日 12月25日		お客様番号 ●●-●●●●-●●	
		次回 検針予定日 1月15日		検針日	
お問合せは、下記の電話番号まで ～お掛け間違いにお気をつけください～		地区番号 ●●		お客様番号 ●●-●●●●-●●	
カスタマーセンター 0120-xxxx-0000		〇〇電力株式会社 千葉支社 ( )		カスタマーセンター 0120-xxxx-0000	

原則として、「〇年〇月分」と記載されている月に従いますので、今回の例ですと対象月は「11月」と記載してください。

Q 2 電気・ガス（LP ガス含む）の領収書等の確認書類を紛失してしまった。

A 2 利用額、利用者、(個人名宛ての場合) 利用場所、利用月及び利用会社を確認できる書類がない経費は助成対象となりません。紛失した場合は、ご利用の電力会社・ガス会社に支払証明書の発行をご依頼ください。

また利用額、利用者、(個人名宛ての場合) 利用場所、利用月及び利用会社を確認できれば、WEBページのスクリーンショットでも申請可能です。

Q 3 自宅兼事務所の場合は申請できますか？

また、領収書は一本となっていますがどのように記載すればよいですか？

A 3 申請可能です。

自宅兼事業所などで、電気・ガス（LP ガス含む）など対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には、税の申告と同様に按分して算出し、事業用分のみを申請してください。事業用と自宅用のメーター機が別の場合はその旨を補記してください（使用場所がマンションの一室かつメーター別などの場合は追加資料を求める場合があります）。

<その他のよくあるご質問は支援金特設WEBサイトや、「申請の手引き」をご確認ください。>

支援金特設WEBサイト：<https://chushoenergy4.city.chiba.jp/>



(次頁へ続く)

<提出書類チェックリスト>

提出不用

※以下は一般的な場合の提出書類であり、追加で書類が必要になる場合があります。  
 詳細は、「支援金特設WEBサイト」又は「申請の手引き」に記載しています。ご確認の上ご申請をお願いいたします。  
 支援金特設WEBサイト：<https://chushoenergy4.city.chiba.jp/>



(1) 法人

No.	提出書類	添付							
1	申請書（様式第1号）【必須】	<input type="checkbox"/>							
2	誓約書・同意書（様式第2号）【必須】	<input type="checkbox"/>							
3	支援金の振込先金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人が確認できるものの写し	<振込先口座が法人名義の場合> 通帳の写し等（表紙と見開きの両方）	<input type="checkbox"/>						
		<振込先口座が法人名義以外の場合> ア 委任状 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 10px;">①</td> <td>委任者（申請者の名前・住所を記載）</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>受任者（振込先名義人の名前・住所を記載）</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>委任の文言</td> </tr> </table> イ 委任者と受任者それぞれの本人確認書類の写し （※本人確認書類は（2）個人事業者の本人確認書類を参照してください） ウ 通帳の写し等	①	委任者（申請者の名前・住所を記載）	②	受任者（振込先名義人の名前・住所を記載）	③	委任の文言	<input type="checkbox"/>
①	委任者（申請者の名前・住所を記載）								
②	受任者（振込先名義人の名前・住所を記載）								
③	委任の文言								
4	対象となる費用の内訳を確認できる資料の写し【必須】	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>必要な書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光熱費 (電気・ガス (LPガス含む))</td> <td>利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど</td> </tr> <tr> <td>燃料費 (ガソリン等)</td> <td>利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など</td> </tr> </tbody> </table> その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。	区分	必要な書類	光熱費 (電気・ガス (LPガス含む))	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど	燃料費 (ガソリン等)	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など	<input type="checkbox"/>
区分	必要な書類								
光熱費 (電気・ガス (LPガス含む))	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど								
燃料費 (ガソリン等)	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など								
5	ア 確定申告を行っている法人の場合	<e-Taxによる申告の場合> ○法人税確定申告書別表一の控え（申請日時点で直近のもの） （受信完了の印字があるもの） ※受信完了の印字がないものについては、「受信通知（メール詳細）」の控えを添付 ○法人事業概況説明書（両面）の控え（申請日時点で直近のもの）  <書面による申告の場合> ○法人税確定申告書別表一の控え（申請日時点で直近のもの） ○納税証明書（その2所得金額用）（申請日時点で直近のもの） ※提出が難しい場合は、申請の手引き11ページを参照してください。 ○法人事業概況説明書（両面）の控え（申請日時点で直近のもの）	<input type="checkbox"/>						
	イ 開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない法人の場合	<e-Taxによる法人設立届出の場合> ○法人設立届出書の写し（税務署宛・受信完了の印字があるもの） ※受信完了の印字がないものについては、「受信通知（メール詳細）」の控えを添付  <書面による法人設立届出の場合> ○以下の（1）又は（2） （1）法人設立・設置届出書の控え（市税事務所の收受日印があるもの） （2）法人の設立等報告書の控え（県税事務所の收受日印のあるもの）	<input type="checkbox"/>						
	ウ 特定非営利活動法人や社会福祉法人及び公益法人等で確定申告を要さない場合	○活動計算書、事業活動収支計算書、正味財産増減計算書等で根拠法令等において作成が義務付けられている書類又はこれに類するもの （申請日時点で直近の事業年度分の法人事業収入が確認できるもの） ○申請者の履歴事項全部証明書 （3か月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの） ○事業規模（常時使用する従業員の数）が確認できる書類	<input type="checkbox"/>						
	エ 開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない特定非営利活動法人や社会福祉法人及び公益法人等	○申請者の履歴事項全部証明書 （3か月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの） ○事業規模（常時使用する従業員の数）が確認できる書類	<input type="checkbox"/>						

## (2) 個人事業者

No.	提出書類		添付				
1	申請書（様式第1号）【必須】		<input type="checkbox"/>				
2	誓約書・同意書（様式第2号）【必須】		<input type="checkbox"/>				
3	支援金の振込先金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人が確認できるものの写し	<振込先口座が本人名義の場合> 通帳の写し等（表紙と見開きの両方）	<input type="checkbox"/>				
		<振込先口座が本人名義以外の場合> ア 委任状 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 10px;">①</td> <td>委任者（申請者の名前・住所を記載）</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>受任者（振込先名義人の名前・住所を記載）</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>委任の文言</td> </tr> </table> イ 委任者と受任者それぞれの本人確認書類の写し （※本人確認書類は（2）個人事業者の本人確認書類を参照してください） ウ 通帳の写し等	①	委任者（申請者の名前・住所を記載）	②	受任者（振込先名義人の名前・住所を記載）	③
①	委任者（申請者の名前・住所を記載）						
②	受任者（振込先名義人の名前・住所を記載）						
③	委任の文言						
4	対象となる費用の内訳を確認できる資料の写し【必須】	○申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し	<input type="checkbox"/>				
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>必要な書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光熱費 （電気・ガス （LPGガス含む））</td> <td>利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど</td> </tr> <tr> <td>燃料費 （ガソリン等）</td> <td>利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など</td> </tr> </tbody> </table> その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要で。		区分	必要な書類	光熱費 （電気・ガス （LPGガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
区分	必要な書類						
光熱費 （電気・ガス （LPGガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど						
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など						
5	ア 確定申告を行っている場合	<青色申告の方> <b>【e-Taxによる申告の場合】</b> ○所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）（申請日時点で直近のもの） （受信完了の印字があるもの） ※受信完了の印字がないものについては、「受信通知（メール詳細）」の控えを添付 ○所得税の青色申告決算書の控え（1枚目と2枚目）（申請日時点で直近のもの）  <b>【書面による申告の場合】</b> ○所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）（申請日時点で直近のもの） ○納税証明書（その2所得金額用）（申請日時点で直近のもの） ※提出が難しい場合は、申請の手引き11ページを参照してください。 ○所得税の青色申告決算書の控え（1枚目と2枚目）（申請日時点で直近のもの）	<input type="checkbox"/>				
		<白色申告の方> <b>【e-Taxによる申告の場合】</b> ○所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）（申請日時点で直近のもの） （受信完了の印字があるもの） ※受信完了の印字がないものについては、「受信通知（メール詳細）」の控えを添付 ○所得税の収支内訳書の控え（1枚目と2枚目）（申請日時点で直近のもの）  <b>【書面による申告の場合】</b> ○所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）（申請日時点で直近のもの） ○納税証明書（その2所得金額用）（申請日時点で直近のもの） ※提出が難しい場合は、申請の手引き11ページを参照してください。 ○所得税の収支内訳書の控え（1枚目と2枚目）（申請日時点で直近のもの）	<input type="checkbox"/>				
		<事業収入を給与収入や雑収入で申告している場合> <b>【e-Taxによる申告の場合】</b> ○所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）（申請日時点で直近のもの） （受信完了の印字があるもの） ※受信完了の印字がないものについては、「受信通知（メール詳細）」の控えを添付 ○個人事業の開業・廃業等届出書の控え（受信完了の印字のあるもの） ※受信完了の印字がないものについては、「受信通知（メール詳細）」の控えを添付  <b>【書面による申告の場合】</b> ○所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）（申請日時点で直近のもの） ○納税証明書（その2所得金額用）（申請日時点で直近のもの） ※提出が難しい場合は、申請の手引き11ページを参照してください。 ○以下の（1）又は（2） （1）個人事業の開業・廃業等届出書の控え（税務署の收受日印のあるもの） （2）個人の事業の開始等の報告書の控え（県税事務所の收受日印のあるもの）	<input type="checkbox"/>				

	イ 確定申告を行っていない場合	<p>【e-Taxによる申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人事業の開業・廃業等届出書の控え（受信完了の印字があるもの） ※受信完了の印字がないものについては、「受信通知（メール詳細）」の控えを添付</li> <li>○市民税・県民税申告書の控え（両面）（申請日時点で直近のもの） （收受日印があるもの）</li> <li>○市民税・県民税申告書の収支内訳書の控え（各1枚）（申請日時点で直近のもの）</li> </ul> <p>【書面による申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の（1）又は（2）</li> <li>（1）個人事業の開業・廃業等届出書の控え（税務署の收受日印のあるもの）</li> <li>（2）個人の事業の開始等の報告書の控え（県税事務所の收受日印があるもの）</li> <li>○市民税・県民税申告書の控え（両面）（申請日時点で直近のもの） （收受日印があるもの）</li> <li>○市民税・県民税申告書の収支内訳書の控え（各1枚）（申請日時点で直近のもの） （收受日印があるもの）</li> </ul>	□
	ウ 開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない場合	<p>【e-Taxによる申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人事業の開業・廃業等届出書の控え（受信完了の印字があるもの） ※受信完了の印字がないものについては、「受信通知（メール詳細）」の控えを添付</li> </ul> <p>【書面による申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人の事業の開始等の報告書の控え（県税事務所の收受日印のあるもの）</li> </ul>	□
6	申請者本人の国民健康保険の加入が分かる書類の写し 【必須】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の（1）、（2）又は（3）</li> <li>（1）資格確認書の写し</li> <li>（2）資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の写し</li> <li>（3）マイナポータルの健康保険の資格情報のPDF又はスクリーンショット</li> </ul> <p>※対象となる費用が発生した月から申請日まで有効であるもの ※提出する際に、記号、番号、保険者番号や二次元コードをマスキングすること ※任意継続した社会保険や後期高齢者医療保険のものも含む ※詳しくは、「申請の手引き」36ページを参照してください。</p>	□
7	本人確認書類の写し 【必須】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○以下のいずれかの書類の写し</li> <li>運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面）、在留カード（両面）、特別永住者証明書（両面）等</li> <li>※住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるもの</li> <li>※申請日において有効なもの</li> <li>※記載された住所が申請書記載の住所と同一のもの</li> </ul>	□

### 誓約書・同意書

以下の内容を確認し、該当箇所にチェックしてください。

はい	誓約・同意事項
<input type="checkbox"/>	1 申請内容に虚偽はありません。
<input type="checkbox"/>	2 10万円支援金（令和7年4月～令和8年3月対象分）の受給後も、引き続き千葉市内で事業継続の意思があります。
<input type="checkbox"/>	3 対象となる費用の内訳書の記載額は、社内管理資料と相違ありません。
<input type="checkbox"/>	4 対象となる費用の内訳書の裏付けとなる社内管理資料を7年間保存し、市が提出を求めた際には対応します。
<input type="checkbox"/>	5 10万円支援金（令和7年4月～令和8年3月対象分）を今まで一度も受けたことがありません。
<input type="checkbox"/>	6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行っていません。
<input type="checkbox"/>	7 公共法人、宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではありません。
<input type="checkbox"/>	8 暴力団又は暴力団員ではありません。また、暴力団に関係する団体ではありません。
<input type="checkbox"/>	9 公序良俗に反する事業内容ではありません。
<input type="checkbox"/>	10 給付要件に該当しない事実が判明した場合は、給付決定の取消し及び支援金の返還に応じます。
<input type="checkbox"/>	11 10万円支援金（令和7年4月～令和8年3月対象分）の審査に当たり、必要な調査及び追加資料の提出に同意します。
<input type="checkbox"/>	12 本市が必要とした場合は、給付申請にかかわる個人情報について、庁内関係課及び千葉県警察本部等の他の官公庁へ提供することについて同意します。
<input type="checkbox"/>	13 <b>【個人事業者のみ】</b> 被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者ではありません。

上記事項に誓約・同意いたします。

誓約した内容と事実が相違する場合は、本支援金が受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が全責任を負うものとします。

令和 年 月 日 (記入必須)

(あて先) 千葉市長

(申請者) 事業所の所在地  
〔 法人：本店（法人税の納税地）  
個人：主たる事業所 〕 \_\_\_\_\_  
名称(法人:法人名/個人:屋号) \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 (自署必須) \_\_\_\_\_

<input type="checkbox"/>	< <b>【希望者のみ】</b> チェックしてください（支援金の審査には影響ありません） > 国が設置した公的機関「千葉県事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継、役員・従業員承継、第三者承継（M&A）など、事業承継全般に関する無料相談（補助金のご案内もできます）を行っています。 同センターへ、後継者問題や事業の引継ぎ等について相談希望はありますか？ 相談希望がある場合は、チェックしてください。 チェックされた方については「千葉県事業承継・引継ぎ支援センター」に情報提供します。
--------------------------	--

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付可否決定通知書

年 月 日

(所在地)

(名称、代表者職・氏名)

様

千葉市長

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付要綱第4条に基づく申請について、審査した結果、以下のとおり決定しましたので、千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 給付することを決定します。

(1) 給付決定額 円

(2) 振込予定日 年 月 日

2 給付しないことを決定します。

(理由)

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付決定取消通知書

年 月 日

(所在地)

(名称、代表者職・氏名)

様

千葉市長

年 月 日付け千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付決定について、千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付要綱第7条の規定により取り消しましたので、通知します。

記

- 1 給付決定額 円
- 2 取り消し額 円
- 3 取り消し理由

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金返還請求書

年 月 日

(所在地)

(名称、代表者職・氏名)

様

千葉市長

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付要綱第8条の規定により、既に給付した千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金について、下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 支払った給付額（給付決定日） 円（ 年 月 日）
- 2 返還請求する金額 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還請求を行う理由
- 5 返還方法